

ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議

去る2月24日からの力による一方的なロシア軍のウクライナ侵攻は、武力による現状変更を認めないという国際社会の秩序の根幹を揺るがす暴挙であり、多くの人々の命を脅かす、人道上許されざる行為である。

このようなロシアの行動は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国際連合憲章の重大な違反である。

本府議会は、ロシアによる侵攻を非難し、全ての犠牲となられた方々に哀悼の意を表す。

国際連合を中心に我が国はもとより世界の全ての国々が英知を結集し、一刻も早いロシア軍の無条件完全撤退と人道支援等によるウクライナの平和の回復、世界の恒久平和実現のため、国際法に基づく対応がなされるよう総力をあげて取り組むことを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月15日

京 都 府 議 会